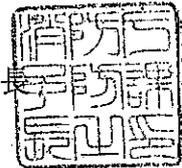




消防予第353号
平成17年11月22日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長



予防技術検定の実施に関する基準等について

「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号。以下「資格者告示」という。)の公布については平成17年10月18日付け消防予第305号により、また、資格者告示の運用については平成17年10月24日付け消防予第311号により示したところです。

資格者告示において、予防技術資格者の要件として消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という。)に合格することが規定されましたが、予防技術検定の実施に関する基準その他の必要な事項を下記のとおり定めたので通知します。

貴職におかれましては、執務上の参考としていただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

第1 予防技術検定の基準

1 予防技術検定の方法

- (1) 問題の形式については、択一式を採用するものとする。
- (2) 検定時間については、150分とする。
- (3) 科目内の問題の配点は、均等とする。

2 予防技術検定の検定科目の出題数および範囲

- (1) 出題数は、資格者告示第5条第1項第1号に規定する科目(以下「共通科目」という。)が10問、資格者告示第5条第1項第2号に規定する科目(以下「専攻科目」という。)がそれぞれ20問の合計30問とする。

(2) 検定科目の範囲については、資格者告示第5条各号の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

ア 資格者告示第5条第1号に規定する共通科目の範囲には、火災の物理的要因及び化学的要因に関する基本的なものを含むものとする。

イ 資格者告示第5条第2号に規定する専攻科目の範囲には、法律、政令、省令及び告示並びに消防庁から示された通知のうち予防業務を行ううえで重要度の高いものを含むものとする。

ウ 資格者告示第5条各号の科目の範囲は、ア、イによるほか別表に掲げるところによるものとする。

第2 合格基準

予防技術検定の合格基準については、資格者告示第7条に定めるところによる。

なお、資格者告示第5条第2項の規定により共通科目が免除された者については、専攻科目の検定の成績が、60%以上であることとする。

第3 合格の通知

1 予防技術検定の合格の通知及び公示

予防技術検定の合格者には、資格者告示第6条に規定する、予防技術検定の実施に関する事務を行う者として消防庁長官が指定する者（以下「検定実施機関」という。）から合格した旨が通知されるものとする。

また、検定実施機関は、合格した者の受検番号を公示するものとする。

2 合格を証明する書類の発行

予防技術検定の合格者には、検定実施機関から検定に合格したことを証明するための書類が発行されるものとする。

ただし、1による合格の通知を兼ねることができるものとする。

3 予防技術検定の区分及び受検資格の判定

2による合格したことを証明するための書類には、予防技術検定に合格した者の検定の区分及び受検資格の判定について記載されるものとする。

総務省消防庁 予防課

担当：設備係 伊藤・高垣

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-Mail : takagaki-t@fdma.go.jp

検定区分		科 目 (範 囲)
共通科目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼及び消火の理論に関する基礎知識 ・ 消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識 ・ 消防同意、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識 ・ 査察並びに違反処理及び防災規制に関する基礎知識 ・ 防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識 ・ 火災調査に関する基礎知識 ・ 危険物の性質に関する基礎知識 ・ その他予防業務に必要な基礎知識
専攻科目	防火査察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令の制度と概要 ・ 立入検査関係及び違反処理関係 ・ 防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係 ・ 防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等 ・ その他防火査察等に関する専門的知識
	消防用設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要 ・ 消防用設備等の技術上の基準関係 ・ 消防設備士及び消防設備点検資格者関係 ・ その他消防同意、消防用設備等に関する専門的知識
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物関係法令の制度と概要 ・ 許可審査関係 (位置、構造及び設備の基準を含む) ・ 貯蔵及び取扱いの基準関係 ・ 移送及び運搬の基準関係 ・ 圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係 ・ 危険物施設に関する保安規制関係 ・ 危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法 ・ 危険物取扱者関係 ・ その他危険物に関する専門的知識

※ 共通科目の範囲には、火災の物理的要因及び化学的要因に関する基本的なものを含むものとする。

※ 検定科目の出題範囲には、法律、政令、省令及び告示並びに消防庁から示された通知のうち予防業務を行ううえで重要度の高いものを含むものとする。

※ 予防業務を行う上で重要度の高い通知の例

- ・ 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について (平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け第138号により改正)
- ・ 令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて (昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号)
- ・ 消防用設備等の設置単位について (昭和50年3月5日付け消防安第26号)
- ・ 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について (昭和62年4月28日付け消防危第38号)
- ・ 製造所等おいて行われる変更工事に係る取扱いについて (平成14年3月29日付け消防危第49号)